

京都市告示第 6 0 8号

道路法第 3 3 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 3 0 日間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 2 月 1 6 日

京都市長 門 川 大 作

1 利便増進誘導区域の指定日

令和 6 年 3 月 1 日

2 道路の種類及び路線名

一般市道蛸薬師通

(主要府道下鴨京都停車場線から一般市道新京極通までの区間)

3 利便増進誘導区域として指定する場所

別紙参照

4 利便増進誘導区域として指定する時間

道路交通法で定める「歩行者用道路」として規制している交通規制実施時間内(午後 1 時から午前 5 時まで)とする。

5 図面縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市建設局土木管理部道路河川管理課

6 縦覧期間及び時間

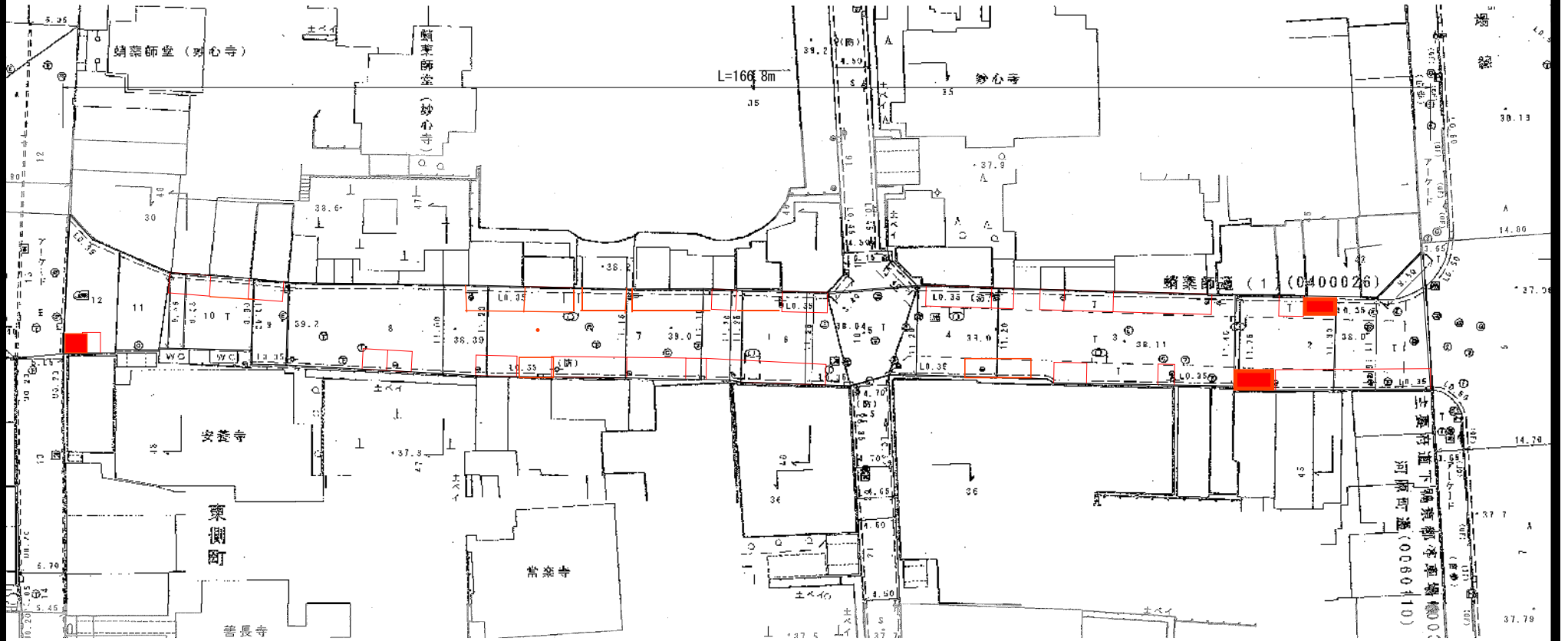
令和 6 年 2 月 1 6 日から同年 3 月 1 8 日まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前 9 時から午後 5 時まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

S=1:500

利便増進誘導区域として指定する場所

■■■■ 今回追加する利便増進誘導区域 (3か所)



■■■■ 利便増進誘導区域として指定する場所